

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 小川村保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>・小川村が運営する単独の保育園としての「保育理念」「保育方針」があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。また、同じく保育園としての「保育目標」と「目標とする姿の三本柱」が定められており子どもが自発的・意欲的に取り組むこと、社会性を学び健康で園生活を送ること、食への関心を高めることなどについて明記し実践に繋げている。職員会議でも年度の「保育園のしおり」を基に理念や保育方針についてふれる機会を持ち意思統一を図っている。「保育方針」や「保育目標」は事務室などに掲示し誰でもわかるようにしている。保護者に向けては「保育園のしおり」や「園だより」にも折にふれてその主旨を掲載し、懇談会などでも周知を図っている。子どもの発達過程に応じ、「年齢別保育目標」も組み立てている。保護者アンケートの「保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)には納得していますか」という問についても殆んどの方が「はい」と回答しており、浸透しているものと思われる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>・公立保育園という性格上、全体の方向性は村の担当部署である住民福祉課で決定づけられている。「小川村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第2期小川村人口ビジョン」が策定がされており、住民係では役場内の各課と連携し子どもが生まれる前から切れ目なく時系列的に子どもの状況を把握し、村として実施する子育て支援センター（子育て相談や未就園児交流）の利用者数も集計し地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等を把握している。「第2期小川村人口ビジョン」などを基に当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っており、実状に合わせニーズに応えている。村としての各年度の、一般会計「主要施策の実績報告書」でも当保育園の保育日数、延長保育日数等の分析と点検がされ次年度以降に向けた課題が明確になっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<p>・運営に関しては担当部署の住民福祉課の管轄で、経費については上限枠が決められている。職員の確保については利用する子どもの人数を予測しており、その必要性に応じて採用し確保されている。また、単独の公立保育園という特性上、村担当部署の直轄という形になるが村としての「第6次振興計画」には保育園や学校対策として明記され、取り組みが進められている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	■	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・令和2年度から令和6年度までの5ヶ年計画として「第6次小川村振興計画」があり、また、「小川村 まち・ひと・しごと 創生総合戦略」があり、その中で「【基本目標1】として『地域の暮らしを支える仕組みづくり』とし、その施策としての『地域の暮らしを支えるサービスの提供・環境の整備』の『子育て・教育環境の充実』」でビジョンを明確にしている。その基本目標について「基本目標の概要・目的」、「数値目標」、「基準値/基準年」、「目標値/目標年」、「基本目標の方向性」などが具体的に掲げられ、数値的な効果検証が可能となっている。保育園としても接続期の対応に焦点を当て村内の小学校児童と年長児との交流を図り、小学校への散歩や校内めぐりなどで相互に協力・連携し、連続性と一貫性のある教育を進めている。また、村の「子ども子育て支援会議」などにも参加し、関係者と連携している。</p>		
				■	17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
				■	18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
				■	19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
				■	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。			
				(2) 事業計画が適切に策定されている。	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	■	21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	<p>・村としての「第6次小川村振興計画」と「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」があるが、公立保育園としての性格上、あくまでも「運営」という形となるため、「経営」的な発想とは異なるものとなっている。「小川村 まち・ひと・しごと 創生総合戦略」の「施策1-2『地域の暮らしを支えるサービスの提供・環境の整備』の『子育て・教育環境の充実』」で「子どもが遊べる環境の整備」などを事業例として掲げ、また、保育のしおりでも「信州型自然保育認定制度の認定園」として屋外での保育に取り組みとしている。また、村の一般会計歳入歳出予算として積算基礎毎に会計上の予算が詳細に組まれている。</p>
		■	22			単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
		■	23			単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
		■	24			事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。			
				(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	■	25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	<p>・単独の保育園ということもあり、保育のしおりや年間行事予定に沿って運営がされている。また、歳入歳出予算書もありそれに沿って経費面での執行もされている。保護者からの意見や要望については保護者会や送迎時に直接寄せられており、それらを踏まえ次年度に向けて対策を立てている。園の重点的な課題やそれに関連した目標については、職員から意見を集約し、各年度の保育のしおりや年間行事予定に組み込み、実践に繋げている。</p>
■	26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。							
■	27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。							
■	28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	■	29	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	・保育のしおりや年間行事予定が保護者に配布されており、園として保護者が参加する行事等でも説明し、保護者から直接、意見・要望等を聞き、それらをまとめ運営に反映している。園長が「子ども子育て支援会議」の事務局を兼任しており、「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定に際して「子ども子育て支援に関するアンケート」を行い、「就学児用」も含めて全体の意見・要望等を「振興計画」や「総合戦略」に反映して、当保育園や併設の子育て支援センターの運営にも活かしている。
			■		30	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
■	31	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。						
■	32	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。						
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	・今回の第三者評価は2回目の受審となるが、毎年度、正規職員は目標を設定し、振り返りを行い「業績評価」を行っている。また、「能力評価」があり、年度毎に実施し、自己評価を集計し自らの反省点・改善点を洗い出し、その内容によって目指す方向性を見出し出している。また、それらを基に園内外の研修を実施し課題解決を図っている。今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、その際に自己評価をすることで振り返りをし、更に、評価の結果を分析し、運営に活かそうとしている。今回の評価結果については公開される予定となっている。
			■		34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
■	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。						
■	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。						
			② 評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	■	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	・毎年、村職員としての「業績評価」や「能力評価」で自己評価を行っている。また、保育士としての業務の遂行状況や倫理面、接遇面などの振り返りも行い、自己評価の中で浮かび上がった課題などについては改善に向けて取り組んでいる。この数年の課題については、新型コロナ、経済環境の変化などの影響を受け、取り組みが進まなかった点もあると思われるので、見直しを図り、段階的に取り組まれていくことを期待したい。
■	38	職員間で課題の共有化が図られている。						
■	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。						
■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。						
□	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	<p>・村が定めた「小川村保育園管理規則」があり、保育園職員の職務内容が定められており、園長自らの職務内容として「園務を掌り、所属職員を掌理する」としている。それに沿って、園長は保育園の「運営管理・総括」「保育計画立案」「渉外関係」「研修関係」「労務管理」「保護者との連携」等について職員と協力しながら課題解決に向けて取り組んでいる。また、各職員の職務分担が文書化されており、園長は「保育園事務」「苦情受付担当者」「青少年健全育成」などに関わり、「子育て支援センター総括」も兼務している。更に、対外的に「上水内保育所運営協議会」にも参画している。村の条例等に基づき有事の際の役割と責任も明確になっている。</p>	
			■ 43		施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。			
			■ 44		施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。			
			■ 45		平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。			
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		<p>・園長は村の組織としての研修で地方公務員法等を学び、また、上水内保育所運営協議会の園長会議などに出席し、職員に必要事項を伝え遵守できるように指導している。また、労働基準法に基づき休日の確保等にも代替職員を配置している。</p>
			■ 47		施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。			
			■ 48		施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。			
			■ 49		施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。			
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	<p>・園長は保育の質の現状について、園総括補佐職員、正規職員とともに日頃から振り返りをしており、継続的に分析を行い、改善に向けて指導力を発揮している。保護者が参加する行事等へ意見・要望等を分析し、改善策について職員会等で話し合っている。職員のモチベーションアップのため各職員が学びたい園内・外の研修の内容についても職員と相談しながら計画的に取り組み、その充実を図っている。また、日誌や年齢別の年間指導計画、月間指導計画等を確認する中で、その評価・反省についても実際の保育と照らし合わせて職員と共に把握し、職員の主体性を尊重しつつ、必要性に応じ具体的に助言している。</p>	
		■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。					
■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。							
■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。							
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・人事については村役場として実施されているが、園長は運営や業務の実効性を高めるために、与えられた業務分担の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、副担任、代替保育士、栄養士、調理員、代替調理員などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか、残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮し、普段の業務を通して職員の意向も把握して絶えず働きやすい環境づくりを行っている。また、消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の有効費消にも努めている。</p>
	育2 成福 祉人 材の 確保	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員等の配置基準があり、村住民福祉課が主管し、保育園全体で正規職員、会計年度任用職員などの確保が計画的にされている。保育園内に子育て支援センターがあり、そのセンターを中心に妊娠・出産・保育についての支援が継続的に行われており、保育のニーズについての予測が十分にされており、それを見越した保育士が予め確保されている。当保育園でも代替保育士、代替調理員などを園として確保している。人材育成という面では外部の研修計画等に基づき保育園全体として職員が交替で研修の場に参加している。看護師については村として配置されている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</p>	<p>・期待する職員像については「全国保育士会倫理綱領」を準用しており、その中から読み取ることができる。人事基準については村の行政職と同じ基準が保育園職員にも適用されており、職務に関する成果や貢献度等については「業績評価」や「能力評価」が用いられている。また、日頃から必要に応じて園長と話し、職員の意向等が聞き入れられるようになっている。職員の経験や習熟度に合わせて長野県教育委員会が実施する「キャリアステージ研修」に参加しており、保育の専門職として必要となるスキルを獲得し、園で研修資料を回覧するなど、園全体の保育の質の向上に繋げている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="815 209 1576 300">■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 <li data-bbox="815 300 1576 391">■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 <li data-bbox="815 391 1576 481">■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 <li data-bbox="815 481 1576 572">□ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 <li data-bbox="815 572 1576 663">■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 <li data-bbox="815 663 1576 754">■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 <li data-bbox="815 754 1576 845">■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 <li data-bbox="815 845 1576 936">■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・労務管理の責任者は園長が行っている。「村職員衛生管理規程」があり、職員の健康と安全の確保についても対応しており、健康診断等が実施されている。福利厚生については市町村共済組合に加入しており、各種優待等を受けることができる。仕事と生活の両立という面では村の就業規則に沿い、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでいる。また、「村職員育児休業等に関する条例」に沿い、介護や育児などの状況に応じて休暇が取得できるように配慮もされている。福祉人材の確保、定着の観点から、育休取得時の代替保育士の配置等がされており、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。日頃から園長と職員との面談は行われて意思疎通ができていると思われるが、今後、村の「人事評価実施要領」に沿った「業績評価」「能力評価」「最終評価」の段階に合わせ、更に、職員の悩みや相談等を聴く個別面談の場を設けられていくことを期待したい。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="815 1439 1576 1530">■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 <li data-bbox="815 1530 1576 1596">□ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 <li data-bbox="815 1621 1576 1596">■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 <li data-bbox="815 1712 1576 1596">□ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 <li data-bbox="815 1803 1576 1596">■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・期待する職員像については「全国保育士会倫理綱領」を準用しており、その中から読み取ることができる。また、業績評価としての業績シートに「何を（目標の書類）、いつまでに（期間）」と期初の4月に目標を記入し、半期に一度評価を行い次年度の目標に繋げている。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、達成状況を確認をする中で組織として力を高め成果を出せるようにしている。今後は、目標設定にあたり職員との意思疎通の場を設け、更に、中間でも進捗状況を振り返り次のステップに向けてお互いに確認する場を設けていただくことを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	■ 82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	<p>・前項と同じく、期待する職員像については「全国保育士会倫理綱領」に準じている。現在、外部研修などに参加する機会が多く、研修参加者からの復命報告や研修資料の回覧で研修内容の共有化を図っている。また、職員は自ら希望する研修に参加することができ、自己啓発にも取り組んでいる。今後、体系化した研修計画を策定し、職員の経験や習熟度に応じ、次に目指す具体的な知識、技術の内容・水準などについても明示され、また、「業績評価シート」の「能力評価シート」の目標にも連動させることができるような仕組みを検討されることを期待したい。</p>
			■ 83		現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
□ 84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。						
□ 85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。						
□ 86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。						
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	■ 87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	<p>・職員の資格の取得状況については、人事調書などで把握されている。未満児担当職員研修、障がい児担当保育士研修等、職種に合わせた外部研修に参加している。村職員としての研修については担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しても担当部署からの情報提供の回覧に加え各自情報を収集し自主的に参加している。また、研修参加者の報告などを職員会で رفتり、資料等を閲覧できるようにしている。上水内保育所運営協議会の年齢別保育の研修会場となったり、相互に研修に参加したりして、研鑽している。更に、毎年0JTの一環として県担当部署の保育専門相談員の訪問指導を受け、実際に保育園の現場を見ていただき、専門的な知識・技術等の助言を受け、質の向上に繋げている。</p>
■ 88	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。						
■ 89	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。						
■ 90	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。						
■ 91	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・実習生の受け入れ体制は整備されており、いつでも受け入れることができる。今年度は実習希望者がなく、園として実際の受入れという点ではなかなか難しくなっている。実習生の依頼があれば、養成校側とプログラムについての打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションをして実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。今後、「実習生受け入れマニュアル」などを整備し、養成校等と協力し合い、将来、保育士を目指す若者の育成に更に取り組みられていくことを期待したい。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・村のホームページや広報紙等で当保育園の滑動の様子を知ることができる。「保育園のしおり」には「保育理念」「保育方針」「保育目標」等が掲載されている。また、村のホームページ等に当保育園の情報も公開をされており、年間行事計画等は各家庭へ配布及び園内に掲示している。第三者評価については今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域の人々に向けて、子育て支援センターと共同して保育に関わるイベントなどの印刷物を園内に掲示したり配布している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</p> <p>■ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>■ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・村の財務規則があり、園としての職務分担表により職員は自ら関わりのある職務を担っている。保育園の歳入歳出予算が「一般会計歳入歳出予算」の中にあり、また、決算も文書化されている。公立保育園として県の訪問監査を定期的に受けており、行政事務調査も受け、透明性の高い適正な運営が行われている。村の単独園として「一般会計歳入歳出」「主要施設の実績報告」などが外部の専門家によりチェックされており、その結果に基づき改善に取り組んでいる。</p>
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>□ 108 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・園の保育方針後半に「家庭と地域と保育園が協力して『心と身体を育てる保育』を実践します」と明記しており、地域性を活かし身近な人や自然、物と関わり、感性豊かな子どもに育つように、地域の人々と積極的な連携を図り地域社会での生活体験の場を作っている。園を中心とした公共機関や名所旧跡などをイラストで描いたマップがあり、散歩中に挨拶をするなど地域の人と関わることができるようにしている。お年寄りとの世代間交流(社会福祉協議会主催の独居老人対象の『づくをだしてみる会』)、子育て支援センターを訪れる親子、小学生、中学生との交流(小学校訪問、職場体験)の受け入れなどが実施されている。また、「信州やまほいく(信州型自然保育)」でも地域の人々と交流している。子ども・保護者の子育て相談についてはクラス担任の他に併設の子育て支援センターでも行うことができる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<input type="checkbox"/> 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 <input type="checkbox"/> 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 115 学校教育への協力を行っている。	<p>・現在、中学校2年生の職場体験や家庭科学習などを通しての交流、長野地域に拠点を置くプロスポーツチーム(バレーボール、サッカー、フットサル、バスケット)の所属選手などとの長野広域連合出張スポーツ交流事業(ボールを使った運動、スポーツ教室、ミニゲーム、講座など)等が実施されている。また、園児の家族によるピアノ演奏も行われている。今後、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして更にボランティアの受け入れを位置づけられたら良いのではないだろうか。そのためにボランティア受け入れマニュアルを整備し、参加を希望する方への注意事項などを明記し、事前にオリエンテーションなども行われていくことを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<input checked="" type="checkbox"/> 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 <input checked="" type="checkbox"/> 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 <input checked="" type="checkbox"/> 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	<p>・園の関係機関については把握しており、村住民福祉課、保健センター、小学校などとの連携を図り、課題の解決に努めている。また、子育て支援センターと連携し、園開放による交流を実施している。「保小連絡会」も年2回実施され、「就学相談委員会」、「おがわっ子サポート・相談」などと連携している。小学校の夏休みを使い先生が保育園を訪れ保育の体験をしたり子どもたちの様子を見たりして園の職員との話し合いの場も持っている。更に、村の住民福祉課などと連携しながら「子ども会育成連絡協議会」「社会福祉大会」「子ども子育て支援会議」などの村内のネットワークに参画し、村の施策「子育て教育環境の充実」の一翼を担っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 209 1574 368">■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 <li data-bbox="831 368 1574 528">■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <li data-bbox="831 528 1574 707">■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>・園に併設されている子育て支援センターでは未就園児の交流や子育て相談に応じたり、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、園児との交流をしている。また、この数年は新型コロナの影響を受け自粛せざるを得なくなっているが、例年であれば3歳以上児が世代間交流として、社会福祉協議会主催の「づくをだしてみる会」で村の独居老人に年2回、園にも訪問していただき高齢者とふれ合い遊びを行い、踊り、歌などを披露している。地域の保護者や子ども等の生活に役立つ保護者向け研修会等についても子育て支援センターで実施しており園としても協力している。災害時にも役場等との連携がとれるようになっており、また、村として「災害時における応急的業務に関する協定」を電力、建設、食品供給などの業者と結び万が一に備えており、当保育園でもその対応を受けることができる。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 707 1574 815">■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 <li data-bbox="831 815 1574 879">■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 <li data-bbox="831 879 1574 1007">■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 <li data-bbox="831 1007 1574 1102">■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 <li data-bbox="831 1102 1574 1197">■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>・子育て支援センターからの情報などで地域の子育てニーズを把握し応えている。また、子育て支援センターなどと連携を取り、子育て相談、子育てサークル活動等で協働し、安心して子育てできる地域環境づくりに取り組んでいる。更に、民生委員を入・卒園式の行事に招待した時に、園のことについて知ってもらうとともに、地域のことについて情報交換を行っている。この数年、新型コロナの影響を受け自粛せざるを得なくなっているが、例年であれば、地域の独居老人との世代間交流の機会も設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・子どもを尊重した保育ができるように、職員は「保育理念」「保育方針」などを理解し様々な取り組みを行っている。園の「保育理念」では「子ども一人ひとりの心を大切にし、『子どもの最善の利益』を守り、…」として、日々の保育実践に繋がるように「保育方針」「保育目標」「目標とする姿の三本柱」も掲げている。「保育方針」に沿った「保育目標」は「豊かな心と体を育む子ども」で、更に、それを具体化するための「目標とする姿の三本柱」は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「よく見、よく聞き、考えて行動する」 2. 「健康で友達とにこにこ遊べる」 3. 「なんでもおいしく食事ができる」 <p>で、職員は実践している。また、職員は定期的に関催される職員会議等の場で、「保育方針」や「保育目標」に基づき保育が実践されているかを話し合い標準的な保育に反映させている。更に、職員は園内外の研修会等に参加し子どもの尊重や基本的人権への配慮について共通の理解をもつための取り組みを行っている。職員だけではなく、保護者も子どもの尊厳などについて共通認識が持てるように働き掛けを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	・子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育を行うために、園内外の研修に参加し、共通の理解を図っている。保育室に隣接しているトイレは子どもの年齢に応じて設備が異なり、安全面にも配慮されており、個室トイレの扉のサイズもプライバシーを守れるように工夫がされている。トイレは綺麗に掃除が行き届き、臭い等もない。夏場のプール遊びについては園舎内で着替え、体重測定や健康診断等では衝立を使ったりカーテンを引く等、子どもの年齢や発達状況に応じて対応している。今後、職員一人ひとりの理解にずれが生じないように、子どものプライバシー保護等のマニュアルの見直しを行うことを期待したい。
		□ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。			
■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。						
	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	・利用希望者に対して保育園の選択に必要な情報を、「ホームページ」や「保育園のしおり」等で積極的に提供している。資料は絵や写真やイラスト等を用いて分かりやすい内容になっている。見学は自由にでき、丁寧に説明・対応している。当園には子育て支援センターが併設されており、村内在住の0歳から就園前の児童及び保護者など、子育てに関心のある方を対象に開放している。子育て支援センターでは毎月情報紙を発行し、イベントなども行っている。また、子育て支援センターに通う保護者のサークルがあり、保護者同士の情報紙を発行し情報を交換している。	
■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。					
■ 145 見学等の希望に対応している。	■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	・保育の開始、変更にあたり保護者などに分かりやすく説明を行い、同意を得ている。保育の開始前には、利用申し込み、就労証明、食物アレルギー等の資料の提出を求め、保育の開始や保育内容の変更等の際には、村で定めた「入園のしおり」等を用いて保育の具体的内容や日常生活等を説明している。問い合わせ、見学、申請、決定等の一連を園長が中心となって行っている。また、入園説明会や入園式後に「保育園のしおり」を配布し、変更点を知らせている。「緊急メール配信システム」「個人情報の取り扱い」についても書面で説明している。
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	・保育所等の変更に当り保育の継続性に配慮し、対応している。保育園の利用終了時には、その後も子どもや保護者が相談できるようになっていることを説明している。
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	・利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備しており、村では5年毎に保護者向けに「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施し、園では「行事後のアンケート」を行って満足度を把握し、アンケートの結果を収集・分析して検討を加え、具体的な改善に向けて話し合っている。また、園では「個別懇談会」等でも保護者の意見・要望等を聞き取り、それに沿えるよう取り組んでいる。また、日々の保育の中で「あえて不慣れた体験をすることで苦労や失敗をした後の達成感」「安全な環境を整えてルールを守り、見守りを受け、遊具を使って遊ぶことで、動きの基になる体幹を鍛え、スピード感やバランス感覚を体得する」「失敗しても笑顔の時は楽しんでいる」「食う・寝る・遊ぶ」等の姿を見ながら子どもの満足度を把握している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	■	161	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	<p>・家族が意見を述べやすいように苦情解決の体制を整備している。苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は村の住民福祉課課長、第三者委員は主任児童委員が任命され、対応している。園内（玄関）には苦情解決の仕組みを説明したポスターが掲示され、入園説明会等でも説明をし、保護者等への周知も図っている。送迎時の職員との対話や連絡帳、日々のコミュニケーション等で苦情に到る前の要望や意見を吸い上げ、保育内容の見直しや保育の質の向上に取り組んでいる。また、苦情を申し出た保護者への経過報告や結果の説明を行い、申し出者の不利益にならないように配慮した上で公表している。</p>
			■		162	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
■	163	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。						
■	164	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。						
■	165	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。						
■	166	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。						
■	167	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。						
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	■	168	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	<p>・保護者が相談しやすく意見を述べやすいように環境を整備し「保護者会」「個別懇談会」等で随時、意見・要望を聴いている。また、「送迎時の対話」、「連絡帳」等でも聴いている。小規模園でもあるので相談・意見を直接言えるというメリットがある。園では行事後のアンケートを実施し、日頃から何かありましたらと声を掛け、積極的に対応している。保護者と直接面談する際にはプライバシー保護の観点から空いている保育室等を使って聴取している。</p>
■	169	保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。						
■	170	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	・保護者アンケートの実施、「保育参観」や「個別懇談会」等で保護者からの相談や意見を積極的に把握するよう努めている。特に未満児の保護者には送迎時に担任から保護者へ子どもの様子を直接口頭で伝えている。日頃から送迎時の対話や連絡ノート、日常のコミュニケーション時には、「なにかありましたら何時でも声をかけて下さい」と声をかけ、保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。
			172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。		173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。				
	176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。					
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	・安全安心な福祉サービスの提供を行うために、職員会議等で研修を行い事故発生時の対応と安全確保について責任手順を明確にしている。避難訓練は年間計画を立て、毎月、定期的の実施している。また、毎月実施している「保育園安全点検」では主に「遊具とわんぱく広場」を点検している。「自主点検検査実施表」で、毎月、消防用設備の点検を実施し、「児童への安全指導」として季節ごとに「交通安全指導」「おもちゃの使い方」「プール水遊びの注意事項」「散歩時の事故防止」等を取り上げている。更に、侵入者や不審者への対応として、保護者にも協力をお願いしており、園内や園庭に入る時は「開けたら閉める」を徹底している。不審者対応マニュアルを活用して訓練を実施し、「いざというときに声が出ない！」等の感想から「防犯ブザー」が必要ではないかとの意見もあり準備をすすめている。「保育所安全計画」にも設備、園外環境、安全点検を位置づけ、BCP（事業継続計画）も作成中である。
		178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。			
		180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。			
		182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のために、厚生労働省作成の「保育所における感染症ガイドライン」を用いて職員会議で研修をしている。園では、日頃から定時に換気を実施し、また、トイレの後、食事やおやつの前、外遊びや外出後などにはハンドソープを使って手を洗い、うがいも励行し、感染予防に努めている。感染症が発生した場合には、感染を広げないために症状や予防策、インフルエンザ等の感染症の説明を記載したお便りを発行し保護者へも周知し、蔓延防止のための対策を講じている。発熱や風邪症状のある子どもは一時的に事務室奥の部屋で隔離し保護者に引き渡している。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・災害時における子どもの安全確保のため、火災、地震、不審者侵入時等の対応が定められている。村では地域と防災協定を締結し、消防署、警察、自治会等と連携し、訓練も実施している。毎月行われる訓練は、想定を変えて実施されている。災害発生時の安否確認についても、引継ぎ等の方策も含めて体制を整備している。村では地域の事業所と「災害時における応急的業務に関する協定」を結んでいる。事業所が行う応援の内容として、物資等の提供や人員の派遣、その他として避難場所の提供、緊急輸送、ボランティアの斡旋、児童生徒の受け入れ等が詳細に取り決められている。園内に食料や水、備品の備蓄があり、栄養士により管理されている。また、立地条件からも災害の影響を把握して防災訓練と研修を実施している。毎年、新年度を迎える時期に「緊急連絡先カード」を作成してクラス毎に保管し、写しを職員室で管理している。有事に備えて「緊急メール配信システム」を導入しており、現在のところ各家庭の判断で登録をしてもらっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・保育についての標準的な実施方法を「保育園のしおり」「村保育園の設置及び管理に関する条例」等で文書化し、定期的に現状の検証や見直しを図っている。当保育園の「保育課程(全体的な計画)」の「保育園の社会的責任」の欄には「子どもの人権の尊重」が明記されており、プライバシー保護や権利擁護に関しても年齢会や職員会議等で周知している。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・当保育園の保育指針に基づき、子どもの心身の発達状況や家庭状況に即して「保育課程(全体的な計画)」を策定している。見学や入園説明会、「個別懇談会」や「送迎時の対話」、また、「家庭の調べ」「現況届」等、様々な場面や資料からアセスメントが行われ、指導計画策定の根拠としている。アセスメント後、職員会議等で話し合い、「3歳未満児」や「障がいのある子ども」の個別指導計画を作成し、3歳以上児についてはクラスの指導計画を作成している。指導計画の基となる年間指導計画があり、指導計画策定時には園長、職員、栄養士などの関係者が参加して話し合い、月案、週日案、個別指導計画等の様式の中で保育の実践状況を振り返り評価できるようになっている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・年間指導計画に沿って、定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。PDCAのサイクルに沿い指導計画を継続することで一人ひとりの子どもの保育の質の向上に繋げている。また、評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手続き等を定め実施している。指導計画は実践状況を振り返り、評価・見直しを行い、年齢会や職員会議で共有し、次の指導計画に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>・子どもに関する保育の実践状況は、園で定められた様式を使い、「月案」「週日案」「個別指導計画」等に沿い適切に子どもの状態を記録し、職員会議等で共有されている。また、「子どもの発達状況」「生活状況」等の記録も統一様式に記載され、知っておくべき情報を職員間で共有している。園では年齢会を開催し、職員会議で議題にする前の細かな話し合いを行っている。また、年齢会とは別に「職員会議」を開催している。職員会議では確認・報告・決定を位置づけて開催することにより、情報が正確に伝わるようにしている。誰が書いても差異が生じないように「県保育連盟の手引き」等を活用して記録内容や書き方の統一を図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	<p>・保育園で取得した子どもや保護者などの個人情報の取り扱いについては、小川村個人情報保護条例に基づき使用目的を含めて保護者に説明し、同意をいただいている。取得した個人情報は事務室の書庫で管理されている。パソコンは指定の場所で保管し家には持ち帰らないようにし、職員毎にIDやパスワードがあり、個人情報保護についての管理体制が整備されている。また、「子ども子育て支援法」により個人情報の不適切な利用や漏えいに関する対応方法が規定されていることから、職員会議等の場で研修を実施し、記録の管理や個人情報保護規定について理解を深め、遵守している。</p>